

## 相続税・贈与税の見直し

相続税の基礎控除について、現行より「3,000万円+600万円×法定相続人数」に引き下げ、相続税の最高税率を55%に引き上げる等、税率構造を見直します。また、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、居住用宅地の適用対象面積の上限を330㎡（現行240㎡）に拡大するとともに、居住用宅地と事業用宅地（貸付事業除く）の完全併用を可能とする等の拡充を図ります。

贈与税の税率構造について、最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和する見直しや、相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を65歳以上から60歳以上に引き下げて、受贈者に孫を加える等の拡充をします。

### 相続税の基礎控除及び税率構造について

#### ① 相続税の基礎控除

	平成27年1月1日以後
定額控除	3,000万円
法定相続人	600万円に法定相続
比例控除	人数を乗じた金額

#### ② 相続税の税率構造

平成27年1月1日以後		
法定相続人の取得分の金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	0円
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

※平成27年1月1日以後に相続または遺贈により取得する財産に係る相続税について適用

### 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について

- ① 特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積を330㎡（現行 240㎡）までの部分に拡充する。
  - ② 特例の対象として選択する宅地等の全てが特定事業用等宅地等及び特定居住用宅地等である場合には、それぞれの適用対象面積まで適用可能とする。
- なお、貸付事業用宅地等を選択する場合における適用対象面積の計算については、現行どおり、調整を行うこととする。

※①及び②の改正は平成27年1月1日以後に相続または遺贈により取得する財産に係る相続税について適用

### 相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構造について

#### 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率構造

直系尊属 20歳以上の者の場合	税率	控除額
基礎控除及び配偶者控除後の課税価格		
200万円以下	10%	0円
400万円以下	15%	10万円
600万円以下	20%	30万円
1,000万円以下	30%	90万円
1,500万円以下	40%	190万円

3,000万円以下	45%	265万円
4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

※平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用

### 相続時精算課税制度の適用要件について

- ① 受贈者の範囲に、20歳以上である孫（現行 推定相続人のみ）を加えます。
- ② 贈与者の年齢要件を60歳以上（現行65歳以上）に引き下げます。

※平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用